

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和4年4月8日

令和4年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年4月8日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

2番	加藤正芳	3番	齋藤香
5番	山室一美	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

1番 加藤一郎

1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主任主事	杉崎慶太
主事	南貴文		

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主査	落合利彦		

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりました。ただいまより令和4年4月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番山口輝雄委員、議席番号7番岩佐忠夫委員の両委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第3号となっております。

なお、報告事項については第1号から第8号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 農政課、加藤です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件1件、再設定案件1件、合計2件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は2,411平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長** ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

**平川推進委員** 推進委員の平川です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

**議長** ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議長** ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしく願いいたします。

**農政課長** 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は平賀、現況地目は畑、面積は600平方メートルでございます。利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ナスを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊慶弘委員。

渡邊慶弘委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。この案件に関しましては再設定でございますので、賛成したいと思いますので、お願いします。

議 長 ただいま渡邊慶弘委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見はないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

### ◎議案第2号及び議案第3号

議 長 続いて、議案第2号の1番、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号12番、杉浦昌平です。

去る3月30日水曜日、議案第2号、3号の審査のために第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、松戸英樹農業委員、齋藤香農業委員、加藤正芳農業委員、横山定勝推進委員と私の5名によって、現地調査の上詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明をいたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取

した内容を基に慎重な審議を行ったものであることを報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明をいたします。

議案書の3ページ、議案参考資料につきましては6ページから10ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の6ページのところであります。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は千葉県を中心に外壁・屋根の外装工事を請け負っている法人です。このたび事業拡大をすることに伴いまして、既存施設では手狭であることから、申請地を取得し資材置場用地として利用するためです。

議案参考資料の8ページをご覧ください。

施設の概要については、外壁材・屋根材を置く資材置場です。整地については、盛土後、碎石敷きとします。盛土につきましては、松戸市の建設総務課と協議済みです。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、周囲は2メートルの鋼板で囲い、前面の道路と隣接する出入口につきましては、大型車の出入りがしやすいように道路から1メートルセットバックし、幅7メートルのゲートを設置します。

審査会におきましては、申請地は水はけの悪い深い田んぼであることから、整地に変更が生じる場合にはこちらに相談をするよう伝え、理解を得ました。

費用につきましては、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認しました。

他法令につきましては、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところであります。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること、及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番につきまして説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅孝一委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

**議長** ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛に送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番と議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請については関連がございますので、併せて説明をお願いいたします。

**第1審査会第1審査班座長** それでは、議案第2号の2番及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきまして、併せてご説明いたします。

議案書の3ページ及び5ページ、議案参考資料については11ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の11ページのところであります。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

今回、議案第2号の2番により新規申請する箇所を、既に農地法第5条の転用許可を受けた箇所の面積に算入する計画変更を、議案第3号によって承認申請するものであります。

申請の理由は、申請者はトラック・バスの販売・買取り、修理・リース業を営んでおります。令和4年2月25日付で、隣地を車両置場用地として許可を既に取得しておりましたが、今回新規で申請する土地について、申請することを失念していたということから、当初計画どおりこの申請地を取得して、車両置場用地として利用するためであります。

議案参考資料の14ページをご覧ください。

施設の概要については、車両1台の車両置場です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は1.2メートルの単管パイプと50センチの砂利止め板を設置し、土砂流出の防止をいたします。

審査会においては、登記上の面積と現況面積との相違について質問をしましたところ、許可後に新規に申請した土地と、既に許可を受けている土地を併せて合筆し、地積の更生を行うとの回答を得ました。

また、計画変更となった理由につきましては、新規申請地について、既に許可を受けている箇所と併せて申請する予定でしたが、先ほど申しましたように失念していた、という説明でございました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認しました。

他法令につきましては、該当する法律はありません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分につきましては、申請地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内に位置する農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の2番及び議案第3号について説明をいたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましても第2種農地として認められるところから、議案第2号の2番は許可相当、議案第3号については承認相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま杉浦座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、議案第2号の2番は許可相当、議案第3号につきましては承認相当のこととございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

**渡邊洋子委員** 議席番号10番、渡邊洋子です。

追加の申請であることなど、座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成いたします。お諮りください。

**議 長** ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 意見ないようでございます。

審査会報告のとおり、議案第2号2番につきましては許可相当、議案第3号は承認相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては許可相当、議案第3号につきましては承認相当との意見を付して、県知事宛に送付することに決定いたしました。

---

#### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から23ページの報告事項8についてご報告させていただきます。

まず7ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により4件の届出を受理しました。なお、斡旋希望はありませんでした。

次に9ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、9ページの下段に記載のとおり、2月分として田5件2,025平方メートル、畑4件1,445平方メートル、合計9件3,470平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページから14ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、14ページに記載のとおり、田7件3,718平方メートル、畑31件1万1,788平方メートル、合計38件1万5,506平方メートルの届出を受理いたしました。

次に15ページ、報告事項4 農地の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、2件を県知事宛送付しました。

次に17ページ、報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、記載のとおり、合意解約により3件の通知がありました。

次に19ページ、報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてです

が、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件を交付しました。

次に21ページ、報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が生じたため1件の証明書を交付しました。

次に23ページ、報告事項8 松戸市農業委員会事務局職員の人事についてですが、記載のとおり人事異動がございました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

これで散会といたします。

皆さんお疲れさまでした。

閉会 午後 3時25分